

# 和賀川河川環境保全連絡会規約

## (名称)

第1条 連絡会は、和賀川河川環境保全連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 連絡会は、和賀川の河川環境の保全を図るため、湯田ダム共同取水口の定期点検等の実施に伴い湯田ダムから生じる濁水への対応、湯田ダムの貯留水の水位に係る運用等を検討するとともに、和賀川の河川環境の保全に資する情報交換を図ることを目的とする。

## (協議事項)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため次の事項を協議する。

- (1) 湯田ダムから生じる濁水への対応に関すること。
- (2) 定期点検等における湯田ダムの貯留水の水位の増減に係る運用に関すること。
- (3) 和賀川の河川環境保全に資する情報交換に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項に関すること。

## (組織)

第4条 連絡会は別表に掲げる者により組織する。

- 2 連絡会に会長1名及び副会長1名を置き、それぞれ委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、連絡会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (連絡会の開催)

第5条 連絡会は、連絡会委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 2 委員は、やむを得ない理由により連絡会を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

## (設置期間)

第6条 連絡会の設置期間は、令和4年度から令和7年度までの4年度間とする。

## (会議の招集)

第7条 連絡会は、会長が招集する。

2 委員は、必要に応じて、会長に連絡会の招集を求めることができる。

(事務局)

第8条 連絡会の事務局は、岩手県企業局業務課に置く。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は令和4年11月29日から施行する。

別表（第4条関係）

連絡会委員

団体	所属	職名	備考
国土交通省	東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所	湯田ダム管理支所長	
東北自然エネルギー株式会社	北上事業所	所長	
岩手中部土地改良区		事業課長	副会長
北上市	生活環境部	環境政策課長	
和賀川淡水漁業協同組合		組合長	
岩手県	企業局業務課	総括課長	会長
		土木・施設担当課長	
	企業局 施設総合管理所	発電課長	
	企業局 県南施設管理所	電力土木課長	
	県南広域振興局土木部 北上土木センター	治水環境課長	